

仕様書(案)

1 件名

西東京市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託(単価契約)

2 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月 31 日まで

3 履行場所

指定する場所

4 業務実施の基本的な考え方

- (1)本業務を実施するにあたり、対象者に必要な行動変容に関する情報を提供し、自己決定できるような指導を目指し、健康的な生活を維持できるように効果的・効率的な指導を行う。
- (2)本業務が必要な対象者にとって、参加・継続しやすい体制を整える。
- (3)本業務は、見識のある各医療専門職の技術と熱意のもとに、より質の高い効果の上がる指導を行う。

5 事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して、健康の保持・増進が図られ、健康な暮らしを送るために高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関するハイリスクアプローチおよびポピュレーションアプローチを実施する。

圏域を担当する保健師等の医療専門職8人を配置し、圏域の対象者を主に担当すること。生活圈域別担当従事者の名簿を事業開始前に市に提出すること。人員を交代する際は事前に市に連絡し、業務に支障のないように配慮すること。

(1) ハイリスクアプローチ

ア 低栄養・口腔機能低下予防事業

①前年度健診ハイリスク該当者

「前年度健診にてハイリスクと判定された方」に生活状況調査(仮称)及び事業案内等を送付し、申し込まれた方に保健指導を実施する。

② 当該年度健診ハイリスク者

当該年度健診等にてハイリスクであり、支援が必要とされた方で申し込まれた方に保健指導を行う。

イ 生活習慣病重症化予防事業

①前年度健診ハイリスク者

「前年度健診にて、ハイリスクと判定された方」に生活状況調査(仮称)及び事業案内等を送付する。かかりつけ医と相談の上、申し込まれた方にかかりつけ医と連携しながら保健指導を実施する。

②当該年度健診ハイリスク者

当該年度健診にて、ハイリスクであり、かかりつけ医から勧めがあって事業に申し込まれた方に

かかりつけ医と連携しながら保健指導を実施する。

③広域連合実施の受診勧奨後未受診者への受診勧奨

広域連合で実施している「健診異常値放置者への医療機関受診勧奨」後に未受診の方へ電話による受診状況確認及び受診勧奨を実施する。

ウ 糖尿病性腎症重症化予防事業

①前年度健診による該当者

前年度健診の結果、指導の対象とされた方へ事業の案内を送付し、申し込まれた方にかかりつけ医と連携しながら保健指導を実施する。

②当該年度健診等による該当者

かかりつけ医が、生活改善等が必要とされた方で、申し込まれた方にかかりつけ医と連携しながら保健指導を実施する。

エ 健康状態不明者対策事業

該当者に生活状況調査(仮称)を送付し、健康状態を確認する。調査の結果、必要とされる方への状況確認及び必要なサービスへの接続等を行う。返信等により状況の確認できない方について、訪問にて状況を確認し、必要時サービス等につなぐ。

(2) ポピュレーションアプローチ

通いの場等において、フレイル予防等の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防の健康教育・健康相談を実施する。委託者の指示のもとに実施する

6 委託内容

(1) 事業の案内等の作成

印刷物については、関係機関周知等のために、必要数に 100 部多く作成すること。

ア 通知等

作成物	送付予定数
① 低栄養・口腔機能低下予防事業	
ハイリスク者送付用生活状況調査(仮称)及び事業案内(申込用紙・返信用封筒等含む) 情報提供ちらし	1200
② 生活習慣病重症化予防事業	
ハイリスク者送付用生活状況調査、情報提供ちらし及び事業案内(申込用紙・返信用封筒等含む)	1,500
③ 糖尿病腎症重症化予防事業	
対象者送付用事業案内(生活状況調査、申込用紙・返信用封筒等含む)	160
④ 健康状態不明者対策事業	
健康状態不明者送付用生活状況調査・返信用封筒・相談先等情報提供チラシ	450

イ その他の作成物

種類	数量	使用用途
低栄養・口腔機能低下事業当該年度用事業案内(申込用紙等含む)	1,000	医療機関配置用
生活習慣病重症化予防事業当該年度用事業案内(申込用紙等含む)	1,000	医療機関配置用
糖尿病性腎症重症化予防事業当該年度用事業案内(申込用紙等含む)	1,000	医療機関配置用
糖尿病性腎症重症化予防事業かかりつけ医意見書	50	申込者のかかりつけ医へ送付
生活習慣病重症化予防事業かかりつけ医意見書	150	申込者のかかりつけ医へ送付

(2) 封入・封緘および発送業務

案内等(封筒等も含む)を作成し、市から提供される対象者リストに基づき、宛名を印刷し、発送前の引き抜きも行い、発送する。その際に係る郵送費用については受託者が負担する。

(3) 保健指導等受付業務

申込書等の送付先は原則市とするが、市から申込書等提出書類を回収し、受付業務や提出物(生活状況調査(仮称))入力・まとめ、かかりつけ医調整等の手続きを実施する。

受付簿を作成するとともに、申込者への連絡等を行う。完成した受付名簿は市へも報告を行う。

申込書等の受取人払い郵便に関しても手続きを行い、郵送料についても受託事業者が負担する。

(4) 生活状況調査(仮称)とりまとめ、受診勧奨等

低栄養・口腔機能低下防止ハイリスク者、生活習慣病重症化予防事業ハイリスク者の生活状況調査(仮称)のうち返信がない方について、生活状況(受診状況等)の確認と事業の参加勧奨等を行う。定員を超えた場合には、生活状況等確認及び必要時情報提供を行う。また、確認した生活状況や指導内容等について、市と協議の上書式を作成し、報告を行う。

(5) 保健指導・相談・受診勧奨等業務

人数については予定数であり、実際の参加人数を保障するものではない。また、各項目の上限を示すものではなく、全体の実施人数とし、申し込み状況に応じて調整を行うものとする。

ア 対象者

① 低栄養・口腔機能低下防止保健指導業務 80名

- ・前年度の健診・当該年度の健診、の結果、ハイリスクと判断され、事業の申込みをされた方
- ・フレイルチェック等地域で把握されたハイリスクの方で事業の申込みをされた方

② 生活習慣病重症化予防保健指導業務 120名

- ・前年度の健診の結果、血圧や血糖等で受診勧奨判定値に該当する方で、かかりつけ医等により保健指導の必要性があると判断され、事業の申込みをされた方

③ 生活習慣病重症化予防受診勧奨業務 100名

- ・東京都広域連合が実施する健診異常値放置者への医療機関受診勧奨後に受診されていない方

③ 糖尿病腎症重症化予防 30名

- ・前年度の健診の結果等により、腎機能が低下し、かかりつけ医等により保健指導の必要性があ

ると判断され、事業の申込みをされた方

イ 受付期間

令和6年7月から12月

ウ 指導期間

令和6年7月から令和7年3月(3カ月から6カ月間)

エ 内容

- ① 保健師等医療専門職による訪問指導2回、電話指導2回(※ ただし、必要に応じて、回数を減らすことは可能とする)

※ 低栄養・口腔機能低下予防事業については、初回訪問時に管理栄養士・歯科衛生士による訪問指導を行う。

※ 指導対象者の状況によっては、会場による個別相談も可能とする。会場の予約は市が行う。

※ 生活習慣病重症化予防及び糖尿病性腎症重症化予防については、かかりつけ医と連携のもと実施する。かかりつけ医意見書(仮称)及び指導結果報告書等のやり取り及び謝金の支払いについては、受託事業者が実施する。

- ② 指導資料の作成等を含む指導プログラムを作成する。(実施可能な測定等も組み入れること)

- ③ 指導計画の作成

対象者が選択した具体的で実践可能な行動目標・行動計画を継続できるように、必要な介入・指導等を記載した指導計画を作成する。

- ④ 指導記録の作成

- ⑤ 実施報告書の作成・提出

各項目の実施件数等について、1月の対応状況について翌月に報告する。

- ⑥ 指導中断者等への対応

中断にいたらないよう、できるだけ調整を行う。また、やむを得ない理由により、途中で支援を終了する場合には、市へ報告を行う。

- ⑦ 対象者への連絡調整

訪問日の調整等受託事業者にて実施する。

- ⑦ 問い合わせ窓口の設置

参加者等からの問い合わせ・相談対応窓口を設置し、対応すること。

参加者からの苦情・指導中の事故が発生した場合には、速やかに市に報告するとともに、再発防止策について記録を作成し、市に提出する。

- ⑧ 指導報告書の作成

指導経過がわかり、客観的な成果や課題等についても明確にされた結果をまとめた報告書を作成する。報告書の内容については、市と協議の上で決定する。

- (6) 健康状態不明者対策事業 450 件程度

生活状況調査(仮称)を送付し、返信があった場合には支援の要否を確認し、必要な方に電話等にて状況確認を行う。必要時サービスや支援機関等につなぐ。

- (7) ポピュレーション健康教育・健康相談

原則ハイリスク事業で配置された地域担当の保健師等の医療専門職が同じ地域のポピュレーションも担当する。

通い場やイベント等での健康教育・健康相談の実施

ア 回数 以下の①と②で合わせて32回程度

①通いの場での健康教育・健康相談の実施:月3~4回程度

希望があり、市が実施を決定した地域の活動グループに対して実施する。

②イベント相談会等での健康教育・健康相談の実施。応募があり、市が実施を決定した会場での実施。

イ 時間 ①通いの場への健康教育・健康相談については1回1時間 30分程度。

②イベント相談会等については1回3時間程度。

ウ 内容 フレイル予防や生活習慣病予防に関する健康教育・健康相談。テーマについては市が提示する

エ 会場 市内の通いの場や地域での相談会等、指定の場所で実施

オ その他 ①健康教育で使用する資料は市販のチラシ等を準備するが、市と協議の上、受託事業者等で作成したものを使用することも可。

②通いの場等での健康教育・健康相談については、主に1回10人前後の方を対象に指定のテーマで実施し、終了後、健康相談を実施。

イベント等での事業についてはイベントの内容に応じて実施となる。

(8) スケジュール等

ア 受託者は、契約締結後速やかに、委託業務の工程表を作成する。

イ 工程表には、全体スケジュールのほか、各作業の詳細な工程、定期打合せ会(月1回程度)、成果物の納品予定等も明記する。

ウ 作成した工程表については、市の確認及び承認を受けること。

エ 事業の開始時等、市が必要と認めるときは、臨時に打合せ会を開催すること。

オ 打合せ会の記録は受託者が作成し、1週間以内に提出すること。

(9) 最終報告

参加の状況、訪問指導した結果の行動変容、健診・医療機関受診等の聞き取りやアンケート結果から評価や課題をまとめ、案を提示し、委託者と協議すること。報告書を紙媒体(一部)及び電子媒体で提出すること。

8 委託料支払い方法

(1)完了の確認(検収)

受注者は、月末締めで当該月に支払いの対象となる人数を集計し、完了届(市指定の様式)を作成の上、提出する。

市監督員が、完了届を受領し、確認したことをもって、当該月の業務が完了したものとする。

完了後、受注者は当該月分について請求し、市は請求があってから30日以内に支払うものとする。

(2)委託料の経費

個別指導業務における経費は、単価×参加人数により算出し、指導案内文書等作成業務については、単価×作成部数により算出し、その合算額に消費税を乗じることによる精算払いとする(小数点以下の端数切捨て)。

(3)支払い回数及び支払い割合

支払い回数及び支払い割合は市と委託業者の協議の上で決定する。分割にする場合は概ね2回払いとし、各回による支払い割合は以下のとおりとする。

ア 1回目(中間報告後に支払い)

個別指導業務分 60%

指導案内文書等作成業務 100%

イ 2回目(最終報告後に支払い)

個別指導業務分 40%

(4)途中辞退者・終了者

個別指導を途中で辞退・終了した者については、単価を以下の割合で算出するものとする。

訪問指導(初回)後の辞退・終了 :単価の6割

電話指導(初回)後の辞退・終了 :単価の7割

訪問指導(2回目)後の辞退・終了:単価の9割

(5)荒天等により指導、講座等の中止・延期が必要となった場合は、受託者は市と協議してその取扱いを決定、速やかに参加者連絡するものとする。なお、中止・延期に伴い発生する一切の経費は受託者の負担によるものとする。

9 安全管理

利用者の体調変化等の緊急時の対応については、原則受託者が対応する。また、対応に関するマニュアルを作成し、現場担当者へ周知するとともに市へ事前に提出すること。

10 第三者への業務の委託

受注者は、本業務のすべてを第三者に委託することはできない。ただし、本業務の一部に関し再委託する場合は、事前に再委託範囲、再委託先、再委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等を市へ提示し、承認を得ること。

再委託範囲は、委託業務の全部又は主要な部分を除く受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。

11 個人情報の取り扱いについて

(1)個人情報の保護に関する法律およびこれに基づくガイドラインを踏まえた対応を行うとともに、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

(2)業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(3)業務に係る個人情報を施錠可能な保管器具で保管すること。

12 法令順守について

業務の履行に当たっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めること。

13 損害賠償

事業の実施に際して、利用者および第三者等へ損害を与えた場合は、受託者の負担とする。

14 その他

本仕様に記載されていない事項又は、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、市と協議し、その指示に従う。